

京 都 大 学 人 と 社 会 の 未 来 研 究 院 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>(研究院長)</p> <p>第3条 研究院に、研究院長を置く。</p> <p>2 研究院長は、本学の理事、副学長又は専任の教授のうちから、総長が指名する。</p> <p>3 研究院長の任期は、2年の範囲内で総長が定める。ただし、指名する総長の任期の終期を超えることはできない。</p> <p>4 研究院長は、再任されることがある。</p> <p>5 研究院長は、研究院の所務を掌理する。</p> <p>(中 略)</p> <p>(後 略)</p>	<p>(研究院長)</p> <p>第3条 } 2 } (同 左) 3 } 4 研究院長は、再任されることがある。<u>ただし、引き続き6年を超えることはできない。</u></p> <p>5 (同 左)</p> <p><u>(研究科の教育への協力)</u></p> <p><u>第11条の2 研究院は、研究科と協議のうえ、その教育に協力することができる。</u></p> <p>附 則 (令和6年達示第92号)</p> <p>この規程は、令和7年1月21日から施行し、改正後の第11条の2の規定は、令和4年4月1日から適用する。</p>